

文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成 8 年 7 月 11 日 8 文福福発第 504 号制定
平成 10 年 5 月 15 日 10 文福福発第 340 号改正
平成 12 年 5 月 12 日 12 文福福発第 204 号改正
平成 18 年 3 月 9 日 17 文福福第 1183 号改正
平成 20 年 1 月 17 日 19 文福福第 569 号改正
平成 20 年 4 月 1 日 20 文福高第 43 号改正
平成 21 年 2 月 19 日 20 文福高第 2006 号改正
平成 22 年 1 月 22 日 21 文福高第 1907 号改正
平成 24 年 3 月 30 日 23 文福高第 2847 号改正
平成 25 年 12 月 13 日 25 文福福第 10009 号改正
平成 27 年 11 月 26 日 27 文福福第 1279 号改正
平成 28 年 3 月 11 日 27 文福福第 1757 号改正
平成 29 年 12 月 15 日 29 文福福第 1046 号改正
令和元年 10 月 31 日 2019 文福福第 904 号改正
令和 2 年 11 月 13 日 2020 文福福第 614 号改正
令和 3 年 11 月 10 日 2021 文福福第 578 号改正
令和 5 年 11 月 1 日 2023 文福福第 547 号改正

(設置)

第 1 条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6 文福福第 1188 号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第 3 条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員 34 人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20 人以内
- (3) 公募区民 9 人以内

3 前項第 3 号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12 文福福発第 204 号）により募集する。

(任期)

第 4 条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 22 年度から平成 23 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民であるもののうち 4 名以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号)第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 3 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 1 人については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号)第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25 文男子第 606 号)第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号)第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 平成 28 年度から平成 29 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25 文男子第 606 号)第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文介介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文介介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかるわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和6年度から令和7年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。